

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号

21

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

指定給水装置工事事業者の指定に関する手続の見直し

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

指定給水装置工事事業者の指定に関する手続に当たり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じること。

具体的な支障事例

【現行制度】

指定給水装置工事事業者の指定の申請、更新及び一部の変更の届出に当たっては、水道法施行規則第18条第2項第2号並びに第34条第2項第1号及び第2号により、法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写しを添えなければならないと規定されている。

【支障事例】

現行制度下では、申請又は届出に必要な登記事項証明書又は住民票の写しを申請者が各行政窓口で取得し、書面を提出する必要がある。また、指定給水装置工事事業者の指定の申請等の手続について、インターネットを介した手続の導入可能性の検討に当たり、登記事項証明書及び住民票の写しの添付が必要となるため、それらについて電子的な確認ができるようにしてほしい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定給水装置工事事業者の新規指定や更新、一部の変更の届出に当たって、添付書類が少なくなるほか、指定事業者による証明書類の取得作業がなくなるなど、電子化により指定事業者・水道事業者双方の効率化が図られる。

根拠法令等

水道法第25条の2第2項、第25条の3の2第4項、第25条の7、水道法施行規則第18条第2項第2号、第34条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、ひたちなか市、桐生市、千葉県、神奈川県、川崎市、堺市、鳥取県、広島市

○指定給水装置工事事業者の手続きについて、電子化を検討しているが、申請又は届出に必要な登記事項証明書又は住民票の写しを書面を提出する必要があるため、電子化の障害となっている。水道法で定められている諸手続について、国で統一したシステムを開発・導入してほしい。

○電子化により添付書類の確認等が省略でき、事務の効率化が図られることから、インターネットを介した手続きの導入を求め、導入の際には当市でも活用を検討する。

○当市においても電子申請システムの導入を検討しているが、法令により、確認書類の原本(法人:登記事項証明書や個人:住民票の写し)が求められている。

【対応】電子申請を導入しても、確認書類の原本が必要なため、別途、事業者に対し、郵送や持参などで提出を求めることになる。これでは事業者や上下水道局にとって、電子申請の導入メリットを享受することができず、効率化を図ることも困難だと考えている。法令改正により電子確認が可能なルール創設を検討していただきたい。

各府省からの第1次回答

指定給水装置工事事業者の指定に関する水道事業者の手続においては、令和3年3月の水道法施行規則改正により、申請様式における押印を廃止し、電子文書による作成を可能としたところであるが、申請にあたって申請者が法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写しを求めている状況。

なお登記事項証明書については申請書に記載された法人の商号(名称)、本店(主たる事務所)及び代表者の氏名を、住民票の写しについては申請書に記載された氏名及び住所を、それぞれ確認することで本人確認を行うことを目的としている。

登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続については、令和2年10月26日に運用を開始した国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる予定である。

また、住民票の写し等の添付が必要とされている行政手続等については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条の規定により、手続を受ける行政機関等が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第5条に定める電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置により、確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、その添付を要しないものとされている。

以上を踏まえ、ご要望に応えるべく必要な検討を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

指定給水装置工事事業者の指定については、法人又は個人が申請し、指定を受けることが可能である。また、申請者の住所(法人にあつては本店所在地)についても、都内外を問わず指定を受けることが可能である。したがって、登記事項証明書及び住民票の写しについては、法人・個人の別や申請者の住所地により、取扱いが大きく異なることが望ましい。情報連携の仕組みの検討に当たっては、この点を踏まえた上で検討いただきたい。

この点、住民票の写しの提出について、マイナポータル又は住基ネットを活用する方法が主に考えられるが、マイナポータルを活用するためにはマイナポータルに対応した専用の申請システムが必要となり、法人と個人とで申請システムが分かれることとなる。こうした点や申請者間でのマイナンバーカードの普及率という点を鑑みると、現時点では、住基ネットを活用した手続のほうが申請者・水道事業者の双方にとって適応しやすいものであると想定されるため、法的な整備を含め早期の連携実現を検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

一次回答にて記載した対応を行うことに加え、提案団体からの見解も踏まえ、個人からの指定給水装置工事事業者の指定の申請における住民票の写しの添付の省略について、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する方法も含め、関係省庁と協議の上、引き続き対応を検討してまいりたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【デジタル庁】

(4)水道法(昭32法177)

指定給水装置工事事業者の指定の申請(25条の2)、更新の申請(25条の3の2)及び変更の届出(25条の7)における登記事項証明書(商業登記法(昭38法125)10条)の添付については、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:法務省及び厚生労働省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号

49

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

税務署からの住民税課税情報等の照会対応に係る事務負担の軽減

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、財務省

求める措置の具体的内容

税務署からの住民税課税情報等の照会を、地方公共団体に負担をかけない方法として頂きたい。例えば、情報提供ネットワークシステムや国税連携システムなどを活用した照会など、地方公共団体が対応に時間をとられないような方法を検討いただきたい。

具体的な支障事例

現在、税務署からの住民税課税情報等の照会は電話、窓口への来庁及び郵送で行われており、市町村の住民税担当窓口において、その照会回答の対応に多くの時間を費やされ、通常業務を行う時間が奪われ対応に苦慮している。具体的には、年間に100件以上の問い合わせがあり、1件に15分程度かかるとして、人口約9万人の当市において、総合計年間1,500分程度費やしている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

税務署からの照会対応に要する時間を削減することで、その時間を住民への窓口対応等にあてることができ、市民サービスの向上につながる。

根拠法令等

国税通則法第74条の12、国税徴収法第146条の2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条7号、第19条9号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

前橋市、千葉市、船橋市、八王子市、川崎市、山梨県、長野県、御殿場市、豊橋市、半田市、知多市、名張市、京都市、岸和田市、枚方市、八尾市、山鹿市、中津市、宮崎市

○当市でも税務署からの照会が年間100件以上（電話照会含む。）あり、その対応に負担を感じている。特に、電話照会が多いが、電話では対応に時間がかかる上、伝達ミス等が発生する可能性が書面等での対応より多いという不安もある。
郵送による照会は日数がかかるため、電話照会を多用されているものと思われるが、電子的な照会手段が整備されれば時間短縮及び正確性の向上に資するものと考えられる。
○当市では、税務署からの照会が年間150件以上あり、同様に照会対応の時間が削減できれば他の業務に充てることができ、市民サービスの向上に繋がることから賛同する。
○国税局・税務署からの文書による照会はほぼ毎日のように発生しており、照会年分（年度）についても通常直

近3～6年分を照会してくる場合が多く、世帯状況や勤務先その他、課税資料の写しを求めてくることもあり、国保・介護等の照会と比べて1件あたりの対応に相応の時間と事務量を要している。情報連携システムや国税連携システムの活用等により、課題も多いとは思いますが地方公共団体側にも負担がかからないような照会方法を検討して頂きたい。

【令和2年度の国税局・税務署からの文書照会】

・国税通則法第74条の12:約260件

・国税徴収法第146条の2:約230件

合計約490件…1件あたりの照会に要する時間はおよそ15～30分程度で、二重確認を行っているので実際には30～60分程度かかることもある。国保・介護等照会にかかる1件あたりの所要時間は概ね3分(二重確認を行っても6分)程度である。

○当市でも年間100件ほどの照会があり、照会対応に時間を要するため提案内容に賛同します。

○税務署からの課税に関する照会については、確定申告提出時に源泉徴収票の添付義務を無くした結果、所得控除内容が不明であるため、その所得控除内容に対して市町村への問い合わせが増加している。

また、所得控除内容が不明である確定申告書が課税資料で市民税を賦課する際、所得控除内容が不明であることから、控除内容を確認するために納税義務者へお知らせを発送し、所得控除内容を確認後、賦課するなど業務量が増加している。

○当市においても、紙ベースの紹介のみで100件を超える照会があり、加えて電話等での紹介もあるので調査等には相当な時間を費やしている。他市町村からの同様の調査も膨大な量となっているため、税務署の調査に係る事務負担を軽減できれば市民サービスの向上及び時間外勤務を減らすことにも繋がる。

○当市においても、税務署からの電話や文書による住民税課税情報等の照会回答に多くの時間を費やしている。

【令和2年度実績】

電話での照会:約500件(1件あたり10分程度)

郵送・窓口での照会:175件(1件あたり5分程度)

⇒年間約5,875分程度費やしている。

○当市においても、年間200件を超える照会を受けており、その対応に多くの時間を費やしている状況である。

○税務署からの電話照会と郵送照会はそれぞれ一日2～3件程度あり、負担を感じている。業務効率化のため、情報提供ネットワークシステムなどの活用を推進すべきと考えるが、現状の照会はシステム内にデータで持っていない内容であることが多いため、活用することは難しいと思われる。

○【支障事例・制度改正の必要性】

支障事例の件数統計を除き、提案市に同じ。

【求める措置の具体的内容につき付記】

システムを利用する場合、自動応答が可能である等回答する側の地方公共団体の職員の作業が必要ない作りであることを希望する。

○提案市と同様、税務署からの住民税課税情報等の照会は電話及び郵送で行われており、その照会回答に時間を費やされるため苦慮している。

具体的には、電話による問い合わせが年間に100件以上(1件に10分程度)、郵送による照会が年間約200件(1件に30分程度)あり、人口約40万人の当市において、年間7,000分程度費やしている。

各府省からの第1次回答

税務署等と地方自治体の情報の授受をオンラインで行えば、双方にとって業務の効率化が期待できる一方、相応のシステム投資を要することから、国税当局と地方税当局で調整の上、検討を進めていく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

システム投資について、既存のシステムを活用するなどの工夫を行うことで一定の投資コストの削減が可能であると思われる。また、地方が被っている対応にかかる時間や費用及び税務署での照会手続きにかかる時間や費用などと比較考量すれば、費用対効果の高いものと思われる。国全体で見た行政コストの削減や行政手続きの効率化を考慮いただき、積極的な検討をお願いしたい。また、システム投資を検討するには地方自治体や税務署の意見を聴取し、より有用な情報がやりとりできる仕組みとなる様に配慮をお願いする。さらに、国の策定する「経済財政運営と改革の基本方針2020」、「成長戦略フォローアップ」、「規制改革推進に関する第1次答申の行政手続きコストの削減の行政手続き簡素化の3原則にある行政手続きの電子化の徹底」及びデジタル庁の創設などからもわかるように国や地方の行政手続きの電子化は、国全体の喫緊の課題と捉えられ、今回の提案についてもこれらの課題解決に資するものとする。これらのことを踏まえ積極的な検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

御提案を踏まえ、既存のシステム(国税地方税連携システム等)を活用することも視野に入れつつ、利用者の意見も聴きながら関係省庁間で検討を進めていく。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【デジタル庁】

(5) 国税徴収法(昭34法147)、国税通則法(昭37法66)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

税務署から地方公共団体への住民税課税情報等の照会(国税徴収法146条の2並びに国税通則法74条の12第1項及び2項)については、令和8年度に予定している国税情報システム(国税総合管理(KSK)システムと国税電子申告・納税システム(e-Tax))及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組を踏まえ、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:総務省及び財務省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号

112

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方税法第 354 条の2に基づく所得税又は法人税に関する書類の閲覧方法の見直し

提案団体

北広島市、恵庭市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、財務省

求める措置の具体的内容

固定資産税のうち償却資産の賦課徴収に必要となる所得税又は法人税に関する書類について
【第一】国税連携システム等の電子的手段を用いて、市町村が税務署へ臨場することなく閲覧可能にすること。
【第二】市町村が所轄税務署に臨場すれば、所轄外(※)の税務署が保有する国税資料についても、電子的な手段等を用いて閲覧可能にすること。
※当該市町村を所轄する税務署以外

具体的な支障事例

【支障事例】
地方税法第 354 条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類は、国税連携システムでデータ連携し閲覧が可能となっている書類以外は、当該書類を保有する税務署へ臨場し閲覧又は記録をしなければならないため、現地までの移動に時間や費用を要する場合がある。
【制度改正の必要性】
固定資産税のうち、償却資産については、納税義務者に申告義務があることから、提出された申告書類を精査し課税額を決定する。申告内容に疑義が生じた場合、そもそも申告すべき者からの申告がない場合等には、申告の催促や各種調査等を行う。市町村が推計で課税することも可能であるが、償却資産は動産であることから、所有者の特定が難しいこと、課税額の算出は取得価額と取得年によって行うこと等から、実務上推計は困難である。当市内に納税義務者の事業所がある場合等、所得税又は法人税に関する書類を国税連携システムで確認することができるが、当市内に納税義務者の事業所がない場合及び納税義務者が個人である場合は、当該納税義務者の所轄税務署(法人の場合は本店所在地、個人の場合は住所地)へ臨場して、所得税又は法人税に関する書類の閲覧を行う必要がある。法人の本店住所地等が当市近郊であれば、当該本店所在地等の所轄税務署へ臨場することも可能だが、遠方である場合には、臨場に要する時間及び経費の関係から断念せざるを得ず(※)、円滑な地方税運営に支障が生じており、税負担の公平性が確保できない恐れがある。なお、上記支障事例は、太陽光発電設備、工事現場で使用する重機、プレハブ等の所有者に多い傾向がある。当市内に太陽光発電設備を設置した法人(当市内に事業所なし)について、他県に本店等があることは把握しているものの、臨場を断念せざるを得ず、適正な課税までに時間を要した事例がある。
※当市においては、このような事例が年間 200 件程度ある。

制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

調査が効率化され、地方税の税負担の公平性確保がより確実なものとなる。
市町村における固定資産税(償却資産)の適正課税及び税収確保が図られる。

根拠法令等

地方税法第 354 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北見市、苫小牧市、美唄市、赤平市、名寄市、砂川市、石狩市、郡山市、いわき市、水戸市、高崎市、千葉市、小田原市、山梨県、長野県、豊橋市、半田市、知多市、八尾市、広島市、山鹿市、中津市、宮崎市

○当市では償却資産の年間申告件数約 8,500 件（法人約 5,200 件、個人約 3,300 件）のうち任意抽出にて法人約 50 件、個人約 10 件程を管轄の税務署にて閲覧・複写しているが、税務署への作業依頼、スケジュール調整等が負担になっており、提案の改正が図られれば、業務に係る時間の短縮、業務の効率化、適正課税につながっていくと考える。

○当市においても太陽光発電設備等について同様の支障事例がある。なお、国税連携システムでデータ連携し閲覧が可能となっている書類の中でも、所得税については償却資産の推計課税に必要な収支内訳書等（減価償却費の計算部分）の書類が添付されていない場合が多々あるが、所轄税務署に臨場すればその書類が添付されているケースがある。電子的な手段を用いて当該市町村を所轄する税務署以外の資料が閲覧可能となった場合、添付書類等の改善が必要と思われる。

○当市においても、提案団体と同様の支障事例があり、実際に調査をすることができなかったこともあるため、提案内容に賛成する。

○当市においても地方税法第 354 条の2により調査を行っているが、所得税又は法人税に関する書類については電子媒体での提供を断られているため、税務署にて紙台帳を閲覧し、内容を手書きで写しているため、多大な時間を費やしている。電子的手段により税務署に行くことなく閲覧可能になれば、調査に係る時間や費用の大幅な削減になり、加えて実地調査できる件数も増やせることから、より公平で適正な課税に繋がると考える。

○当市では、市外在住者等の償却資産について、通知を送る等対応し課税処理をしている。一方、国税連携システム閲覧範囲外の利用が出来れば、それを踏まえて新たな手法で償却資産の遡憑を促す効果が得られる。

○新規に事業所を設置した事業者等において、翌年の償却資産申告書の提出がない場合には未申告として申告の遡憑を随時行っているが、当該事業者の所在地が遠隔地の場合、現状では関与税理士や資産状況の調査等は断念せざるを得ない。当市においてこのような事例は年間 20 件程度であるが、課税の公平性を担保し、適正な申告の必要性について納税義務者の理解と協力を得ること、将来的に悪質な未申告者等への推計課税の導入について調査研究を行うためにも、本提案について同意するものである。

○提案団体が示す支障事例に加え、税務署で所得税又は法人税に関する書類（以下「国税資料」という。）の閲覧等を行うための日程調整等を要すること、国税資料の閲覧等が1税務署当たり1～2日程度の時間を要すること、遠方の税務署になると移動時間が往復で2時間程度要する場合があること等の理由から効率的な調査が行えていない。当市においても遠方であること等が理由で税務署での閲覧を行うことができない事例が年間 300 件程度ある。法人においては地方に支店が所在していることが多いため本店所在地を所轄する税務署へ赴くことが現実的に不可能である場合が多々ある。そのため、国税資料の閲覧方法を見直すことで、公平・適正課税に繋がると考える。さらには、国税資料の閲覧が全て電子化されることで調査の効率化に繋がる点からも必要であると考えます。

○国税連携システムでデータ連携し閲覧が可能となっている書類以外については、月に1回程度、所管の税務署へ出向き閲覧しているが、移動に時間を要し、また記録にも時間を要している。法人の本店所在地等の所轄税務署が遠方の場合は、郵送で閲覧を依頼しているところであるが、税務署によっては、回答不可の場合もある。

各府省からの第1次回答

国と地方団体との申告書等の情報連携については、双方の事務を効率化する観点から、国・地方間での申告書等データの連携を推進してきたところである。

また、固定資産税の償却資産に係る賦課徴収において、所得税又は法人税に関する書類を閲覧する必要がある場合には、地方税のオンライン手続のためのシステムである eLTAX を経由すれば、国税から連携された電子申告書等データを地方団体において電子的な閲覧が可能となっている。

このため、国税・地方税双方の電子申告の利用率向上を図ることが重要であり、電子申告の利用促進やシステムの利便性向上を引き続き図っていくこととしている。国税の基幹システムの刷新と地方税の eLTAX のシステム更改が令和8年度に予定されており、それを踏まえて、書面提出された書類に関するデータの連携など、閲覧

事務の更なる効率化について、検討してまいりたい。

なお、当該市町村内に事業所等が存在せず法人住民税の申告が行われていない法人や、償却資産の申告が行われていない法人などに対する課税対象の捕捉のための調査の電子化に関しては、調査対象法人以外の税務情報まで幅広く市町村が閲覧できる状態を防止する方策など、税務上の秘密保持を含めた検討を重ねる必要があると認識している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和8年度のシステム更改時に併せて、更なるデータ連携について検討いただけるとのこと、ぜひ実現いただきたい。

上記全般的なシステムの見直しにおいて、求める措置の第一である、固定資産税のうち償却資産の賦課徴収に必要となる書類について「国税連携システム等の電子的手段を用いて、市町村が税務署へ臨場することなく閲覧可能にすること」についても検討いただけるものと理解しているが、本件提案の趣旨を踏まえ、確実に実現いただきたい。

求める措置の第二である、「市町村が所轄税務署に臨場すれば、所轄外の税務署が保有する国税資料についても、電子的な手段等を用いて閲覧可能にすること」は、当該市町村内に事業所等が存在せず法人住民税の申告が行われていない法人や、償却資産の申告が行われていない法人などに対する課税対象の捕捉のための調査について、現行制度では、遠方地の税務署まで直接臨場し、書類を「閲覧」又は「記録」することしかできず、「提供」を求めることはできないことから、当団体だけでも年間数百件もの調査を断念せざるを得ない状況であることや、税務署への臨場に要する旅費が1件に対し10万円を超える事例があるなど、償却資産の課税に大きな支障が生じている状況であることを踏まえ、システムの更改を待たずして、法令の解釈・運用により対応できる措置について御検討いただきたい。

固定資産税のうち償却資産の賦課徴収は、登記制度がないことから、納税義務者からの申告によるところが大きく、申告内容に疑義がある場合及び申告がない場合には、適正に申告いただいている納税義務者との不公平をなくす観点からも、市町村はできうる限りの調査を尽くす必要があると認識している。

税務行政運営上、国と市町村は相互に協力して事務の効率化を図ることが必要とされている中で、国税では、現行制度において、市町村に対して、帳簿書類その他の物件の「閲覧」又は「提供」を求めることができるとされており(国税通則法第74条の12)、市町村までの臨場を求めることなく、資料提供を実施していることなども御勘案いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

国と地方団体との申告書等の情報連携については、双方の事務を効率化する観点から、国・地方間での申告書等データの連携を推進してきたところであり、今後も引き続き双方で取組を進めていくことが重要である。求める措置の第二の提案の実現に当たっては、システム的には、令和8年度に予定されている国税の基幹システムの刷新と地方税のeLTAXのシステム更改より前には対応が困難である。また、運用により対応できる措置については、新たな事務負担が生じる可能性があることから、課題等の整理が必要である。

令和8年度に予定されている国税の基幹システムの刷新と地方税のeLTAXのシステム更改では、国税・地方税双方の閲覧事務の更なる効率化の実現に向け、地方団体の意向も踏まえつつ、検討してまいりたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【デジタル庁】

(2) 地方税法(昭25法226)

償却資産に対する固定資産税の賦課徴収に係る所得税又は法人税に関する書類の閲覧等(354条の2)の規定に基づく閲覧事務については、国及び地方公共団体の間での当該事務の更なる効率化の観点から、地方公共団体が電子的な手段により閲覧できる国税情報の拡充の実現に向け、令和8年度に予定されている国税に

関する基幹システムである国税総合管理(KSK)システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改に合わせて、地方公共団体の意向も踏まえつつ、運用上の課題等を整理しながら検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:総務省及び財務省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号

118

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額算定事務等に係る地方税情報のマイナンバー制度における情報連携項目の追加

提案団体

高知市、郡山市

制度の所管・関係府省

内閣府、デジタル庁

求める措置の具体的内容

教育・保育給付認定、施設等利用給付認定及び副食費補足給付事業に関する事務手続において対象児童の父母及び扶養義務者の住民税課税情報のうち、地方税情報の「給与収入額」「公的年金等収入額」「本人該当区分(同一生計配偶者、控除対象障害者、控除対象寡婦・ひとり親、控除対象勤労学生、扶養控除対象、16歳未満扶養親族)」をマイナンバー制度において情報連携できるようにしていただきたい。

具体的な支障事例

教育・保育給付認定、施設等利用給付認定及び副食費補足給付事業に関する事務手続において対象者の住民税課税情報をマイナンバー制度において情報連携を行う際、現行のデータ標準レイアウトで取得できる項目では必要な情報が不足しており、以下のケースにおいて住民から課税証明書の提出を求めている。

- ①照会対象者が同一生計配偶者(控除対象配偶者を含む)又は各種扶養控除対象者だった場合
- ②祖父母等と同居しており、父母のみで家計の主宰者として認めるための基準額以上の収入があるかを判定する必要がある場合

なお、課税証明書の提出を求める理由は、①のケースについては申告がない者と全く同じ内容で情報が返ってくるので申告がないかを確定できないため、②のケースについては収入に関する内容が取得できず、判定できないためである。家計の主宰者の判定については自治体ごとで基準が異なるが住民税課税情報の中で判定に利用する情報は所得に関する情報(合計所得金額等、合計所得金額)又は収入に関する情報であり、所得に関する情報は現時点で連携可能であるため、収入に関する情報の追加が必要である。

上記①及び②に該当するケースは、本市においてマイナンバー制度における情報連携を行う者の約3割に該当し、マイナンバー制度における情報連携の結果確認の際に上記①・②に該当しないか判定する手順が発生し事務の効率が下がっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民にとっては、課税証明書の取得に係る手数料の負担やその取得に係る手続きがなくなるため、住民サービスや利便性の向上につながる。

また、市町村にとっては、番号連携による照会により業務を完結できるようになるため、事務が効率的に行えるようになる。

さらに、住民から番号連携による情報照会を行っているのに情報が取得できないことに対する説明を求められることもなくなるため、マイナンバーの利便性を住民により一層アピールすることが可能となると考える。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 7 号、別表第二の 116、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 59 条の 2 の 2、子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項、第 29 条第 3 項第 2 号、第 30 条第 2 項、第 30 条の 4、第 59 条第 3 項ロ、子ども・子育て支援法施行令第 4 条～第 6 条、第 9 条～第 14 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、水戸市、富津市、横浜市、川崎市、中野市、刈谷市、吹田市、たつの市、和歌山市、高松市、宮崎市

○配偶者控除の情報が確認できるのであれば、未申告の配偶者に所得課税証明書の提示を求めなくてよくなる。

○照会対象者が各種控除対象者だった場合、未申告者との判別が不可能なため、照会先自治体に公文書による公用請求を行っている。

そのため、保育料算定に時間を要するケースが散見されることから、効率的な業務運用と利用者の利便性の向上のため制度改正が望ましいと考える。

○本市においても、提案における具体的な支障事例①照会対象者が同一生計配偶者（控除対象配偶者を含む）又は各種控除配偶者だった場合、申告がない者と全く同じ内容で情報が返ってくるので申告がないかどうかを確認ができないため、課税証明書の提出を求めています。情報連携が可能となることで、教育・保育給付認定申請者及び市町村の負担軽減に繋がると考える。

○照会対象者が被扶養者である場合、(非)課税証明書（多くの自治体では所得の記載はないもの）が発行されているため、マイナンバー連携結果と課税証明書で税情報に差異がある状況である。市民税について「未申告」である場合には、自治体向け FAQ（第 19 版令和 3 年 4 月 28 日）項番 146 に基づき、最も高い階層区分に決定することが適当という認識である。（本市による取扱い）マイナンバー連携による結果が未申告となることから負担区分をいったん最高階層で設定せざるを得ない（運用上、利用料決定通知前に挙証資料を提出していただく時間を取れない）。利用料通知後、挙証資料の提出があれば遡及対応を行うが、提出がない場合、市民はマイナンバーを提出し税額調査に協力しているにも関わらず、最高階層の負担区分で利用料をお支払いいただくことになってしまう。また、利用料決定通知は給付認定保護者に対して行うが、給付認定保護者がその配偶者の市民税額を把握していない場合も想定される。その場合は挙証資料が提出されず、利用料の更生ができない（保護者としてはマイナンバーによる税額調査が行われている前提のため、配偶者が稼いでいるから利用料が高いと勘違いしてしまう等のケースが想定される）。マイナンバーと非課税証明書による差異があるということは、市民の理解が得づらく、税額調査をされたにも関わらず、最高階層となることは誤った負担区分を設定されていると認識されてしまう。

○結果として不要となる費用を申請者に負担させることになるため、一括で情報連携できるようにしていただきたい。

各府省からの第 1 次回答

地方税法等に基づく税情報に係る情報連携については、連携する情報に関して、全国统一で当該情報を必要とする明確な根拠が必要とされており、かつ、当該連携情報により必要な情報を得られることが明白である必要がある。

①の「同一生計配偶者」については、地方税情報上本人該当区分が同一生計配偶者に該当したとしても、当該事由をもって税の未申告者ではなく市町村民税非課税者であることは確定できないため、「同一生計配偶者」は、具体的な支障事例に示されている、未申告者か市町村民税非課税者かの判別のために必要な情報が得られるとは限らない。

②の父母等の収入に関する情報については、利用者負担額の算定対象になるか否かの判定に必要な「総所得金額等」及び「合計所得金額」の項目は設定しており、新たな項目の追加を要する明確な根拠がない。また、家計の主宰者については、各自治体の実情に応じて判断いただくこととしており、全国统一で必要な情報が特定できないため、連携項目として設定することは困難である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

①に該当する者（なお、同一生計配偶者に限らず、控除対象配偶者、扶養控除対象者、控除対象寡婦・ひとり

親、控除対象勤労学生、16歳未満扶養親族についても同様に情報連携することを求めている)のうち、申告が不要で本人の申告がない者については、無所得者と推定されるため、情報連携により必要な情報は得られると考える。

次に、②の収入に関する情報については、給与収入者や公的年金収入者の所得は税制上算出するもので、実際の世帯の収入状況を示すものとは言えず、家計の主宰者の判定に父母の収入金額を用いている自治体は当市以外にも存在する。加えて、子ども・子育て支援法第16条にて保護者及び扶養義務者の資産や収入の状況について官公署等に資料の提供を求めることが可能とされている。よって、家計の主宰者の判定に収入に関する情報が必要であり、法令上も必要となることを想定していると言えるため、全国統一で必要かに関わらず連携する必要があると考える。必要な情報が得られない場合、住民に対して課税資料の提出を求めるか課税市町村に文書照会を行う必要があり、これまで同様マイナンバーを利用せずに事務手続を行うことになるため、家計の主宰者の判定基準等の事務手続について自治体ごとの運用を認めているのであればそれに十分な情報を連携項目として設定していただきたい。

連携項目の追加が困難であれば、マイナポータル上で住民から税情報の提供を受ける仕組みを新たに設ける等、住民の負担にならない仕組みを検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【横浜市】

①について

1 本件は、紙の非課税証明書とマイナンバー制度に基づく情報連携の結果が異なるという瑕疵ある状況について是正を行うことが目的です。その手法として情報連携項目の追加を希望していますが、情報連携がなされないのであれば、代替措置が必須であると考えます。国においてDXを推進していることやマイナンバー制度の趣旨等を踏まえ、代替措置についてもご回答ください。

なお、総務省の回答には地方税情報関係の副本登録についての通知について記載がありましたが、それでは必要なデータは得られないものと認識しています。

2 以下の理由から「同一生計配偶者」について、地方税情報上本人該当区分が同一生計配偶者に該当したとしても当該事由をもって税の未申告者ではなく市町村民税非課税者であることは確定できないとしても、それが子ども子育て支援法に基づく利用者負担額算定の要素の一つであるため、情報連携をすることで必要な情報が得られるものと考えます。

・対象者について公的証明である非課税証明書が発行されていることから、自治体の判断により非課税と推定する要素の一つに制度上なっているという認識である。

・被扶養者に対する非課税証明書については国において進めている税務システム等標準化検討会個人住民税ワーキングでも議論されていることから全国的かつ標準的な取扱いの一つという認識である。

・本件で「情報連携により得られる必要な情報」とは「非課税」ではなく子ども子育て支援法に基づく利用者負担額の算定にかかる情報を指すべきであり、必要な情報を得るための要素の一つであっても対象とすべきである。(同様の取扱い例:未申告である情報は税額を決定しているわけではなく法の定めもないが、実際には当該情報が各自治体で子法上必要な情報得るための要素として利用されることを前提に情報連携されている)

・子法施行令では利用者負担額について地方税法の規定による市町村民税を基準に算定しており、また、内閣府による自治体向けFAQで税未申告の者の取扱いや税が賦課されないものの取扱いを示している。このことから税の所管が算定した市町村民税のみを必要な情報とするのではないことは明らかであり、「同一生計配偶者」は国が示した利用料算定に必要な情報である認識。

【たつの市】

①について、「同一生計配偶者」は、未申告者か市町村民税非課税者の判別のために必要な情報が得られるとは限らないとの回答だが、具体的な支障事例があることを鑑み、「同一生計配偶者」以外で判別のために必要な情報が得られる項目を検討・追加していただきたい。

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

①の「同一生計配偶者」の場合について、地方税情報上、本人該当区分が「同一生計配偶者(控除対象配偶者を含む)」に該当したとしても、当該事由をもって税の未申告者ではなく市町村民税の所得割額又は均等割額の非課税者であることは確定できず、「本人該当区分等」を連携項目に設定することは困難である。

なお、すでに連携項目となっている「市町村民税所得割額」又は「市町村民税均等割額」の項目において、未申

告者と市町村民税の所得割額又は均等割額の非課税者との区別が可能となっているところである。

②の「祖父母等と同居しており、父母のみで家計の主権者として認めるための基準額以上の収入があるかを判定する必要がある」場合について、父母及び祖父母等の収入に関する情報のうち、利用者負担額の算定対象になるか否かの判定に必要と考えられる「総所得金額等」及び「合計所得金額」についてはすでに連携項目として設定している。

一方、「総所得金額等」の下位項目（「給与収入額」「公的年金等収入額」等）は必ずしも利用者負担額の算定対象になるか否かの判定に必要ではなく、当該情報を連携項目に設定することは困難である。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

—

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号

180

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方公共団体の取り組みを阻害しない形での旅券発給業務の電子申請の導入

提案団体

広島県、宮城県、三重県、広島市、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、外務省

求める措置の具体的内容

旅券事務について、現在、電子申請の導入に向けた検討が進められているが、各県では、分権改革の進展を機に、「身近な窓口を」「どこでも」利用できるようにするため、住民に身近な市町村窓口で申請・交付ができる等の権限移譲を進めてきたところであり、そのシステム整備にあたっては、こうしたこれまでの地方独自の住民利便性向上のための取組成果が電子申請でも利用できるようにするなど、地方の取組が後退しないシステム設計とすること。

具体的な支障事例

現在、国ではデジタルガバメント実行計画に基づき行政手続のデジタル化を進めており、旅券発給業務においては2022年度から電子申請等の導入を検討している。(旅券申請の際は旅券窓口に出頭が必要。システム導入後も窓口出頭義務は残る予定。)
旅券事務は都道府県の法定受託事務であるが、国民の1/4が旅券を所持する事情などを踏まえ、多数の都道府県が分権改革の進展を機に、身近な窓口である市町村への移譲(35都道府県902市町村)、更には移譲県の一部(当県など4県)では県民が住所地のみならず県内全ての市町村窓口を利用できるようにするなど、地方独自の住民サービス拡充に努めている。
こうした地方分権の取組が後退しないよう、新たな電子申請の開発にあたっては、国は、地域の実情を十分に把握し、全国一律の仕組ではなく、当県などが住民サービス向上の観点から実施している県内市町村窓口の自由選択などの仕組が、電子申請でも利用できるようにする必要がある。
当県においても、居住市町村のみではなく全市町村の窓口において紙書類での申請を可能としているが、外務省が構築しようとしている電子申請システムが居住市町村においてのみ申請が可能となった場合、住民サービスの促進が妨げられる可能性がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

これまで地方公共団体が行ってきた、住民の利便性を高めるための取り組みを阻害することなく、デジタルガバメント実行計画を推進することにより、より一層、住民の利便性が向上すると考える。

根拠法令等

旅券法第3条、第8条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項、第20条第2項、第21条の3、デジタルガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、千葉県、静岡県、田原市、大阪府、広島市、大分県、宮崎県

○旅券事務の電子化に必要な機器配備については、都道府県への配備は外務省で機器調達の上配備し、旅券事務を権限移譲している市町村への配備は都道府県で負担することとされている。このため、地方分権推進の一環で、住民サービスの向上のために市町村への権限移譲に取り組んだ都道府県ほど、多大な負担が生じることとなる。都道府県への機器配備も、既存の外務省のシステム用回線が配備されている事務所（いわゆる「機械化事務所」）においては、旅券事務電子化当初（2022年度）に配備を行うが、外務省のシステム用回線が未整備の事務所（いわゆる「非機械化事務所」）については、都道府県が希望する数ではなく、外務省が全国的な配置数を考慮しながら機器調達必要数を決定の上配備することとなっている。このため、都道府県において機器が不足する場合は、各都道府県が負担の上機器を調達する、あるいは外務省の調達機器の範囲での電子化導入となり、法定受託事務の執行に必要な機器であるにもかかわらず、都道府県に負担が生じたり、あるいは電子化の対応が機器の配備数に限られ、住民サービスが低下したりする恐れがある。

○当県においても、従来の紙申請書による申請については県内のいずれの市町村でも可能となっており、電子申請導入により住所のある市町村でしか申請できないことになると、申請者の利便性が損なわれる。外務省は平成20年1月17日付け「居所申請及び氏名の読み方・表記の例外の拡大に関する対外応答要領」において、「市町村は、その境界内に住所を有しない者が当該市町村が所在する同一都道府県内に住所又は居所を有している場合には、自らやむを得ない事情を証明しない限り、その者からの一般旅券発給申請は受け付けるべきである」との見解を示しており、電子申請の導入に当たっても、この見解を踏まえ、申請者が県内市町村窓口を選択することが可能な設計をするべきであると考えます。

○旅券事務について、電子申請システム導入後も、従来どおり県民の住所地にかかわらず県内全ての市町村窓口を利用できるよう、県民の利便性が向上し、地方の取組が後退しないシステムとなること。

○旅券事務を移譲された市町村窓口に係る整備費用は国負担の対象外となっていることから、分権を推進した地方自治体により大きな負担を強いられるとともに、各市町における対応状況（導入の有無・時期等）に差異が生じ、住民サービスに不均衡が生じるおそれがある。

また、紙申請・電子申請の併用により業務の輻輳・混乱が見込まれる上に、国が示す現在のシステム案ではエラー対応の多くを職員が行うことになっており、導入に伴う負担が大きい。

○現在、当団体では、事務移譲している市町村の一部において、事務を広域連携で処理しており、広域連携を行っている住民にとっては、住民票所在地と申請（受領）市町村とが異なる場合がある。

例）A市を幹事団体とするA市・B市・C市の3市での広域連携の場合、B市・C市の住民はA市で申請（受領）する。

上記の場合、B市・C市の住民の電子申請システムでは、A市が表示される仕組みが必要である。

現行の紙申請と電子申請の窓口が異なれば、これまで進めてきた事務移譲に混乱が生じるため、都道府県の状況に応じたシステムを構築されたい。

○当県においても地方分権を進め、県民の利便性向上を図ることを目的として、旅券発給窓口業務を全市町村に権限移譲している。

権限移譲については多くの都道府県で、状況は異なるものの、行われていることから、国においても考慮されるべきと考える。

旅券発給事務のデジタル化を円滑に進めるためには、権限移譲をはじめ都道府県や市町村の状況を踏まえた制度設計を行い、適切な時期に導入することが必要である。

○地方独自のサービスもあり、現時点において電子申請の住所地以外の全市町村での窓口利用が可能なのか、または各県ごとに異なるのかが定まっていない状況にある。そのため、一例として、戸籍情報の確認にマイナンバーカードでの読取りを想定されているが、旅券窓口での機器の設置に伴い市外住民の情報共有をどこまで出来るか等が懸念される。また、旅券窓口を設けていない市町村が全て開設されずに電子化を進めた場合、近隣市の住民の当市での申請が予想され当市民の待機時間が長くなりサービス促進が妨げられる。

各府省からの第1次回答

県内市町村窓口の自由選択などの仕組等、地方独自のサービスについては、可能な限り維持されるよう努めていく方針で制度の検討をしている。

法定受託事務を委託している都道府県が行う旅券事務関連機材は国が負担している。都道府県が再委託している市町村で必要とされる機材については、基本的には、都道府県が都道府県手数料を財源に市町村に交付する交付金などで賄われていると承知しており、国は負担していない。今後の費用負担については予断できないが、仮に市町村に必要な機材を国として負担するよう要望されても、そのために必要な予算の目処は立たな

い旨回答せざるを得ない。なお、都道府県が市町村に再委託しているか否かで国の負担を変えるようなことはしていない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答前段については、窓口自由選択等の地方独自サービスの内容が都道府県により多様であることを踏まえ、現在の地方独自サービス水準が低下しないよう、各都道府県の状況を丁寧に調査し、早期に仕様案をお示し頂いた上で緊密な意見交換等を行い、所要の機能実装を行われるようお願いする。

回答後段について、これまでの間、旅券事務の移譲を受けた市町村の事務費については、特別のネットワーク接続機器類なしで実施可能であったため、都道府県がその手数料収入を財源として交付する移譲事務交付金でその事務費を賄うことができた。

しかしながら、今回の電子申請導入に伴う機器整備(LGWAN 端末等の経費を含む)については、移譲事務交付金に含める制度的な設計はなされておらず、また、今後国が具体的に示す仕様によっては多額となる可能性もあり、結果的に、国の事業実施のため地方団体が経費の負担を強いられるということになる。

以上を踏まえ、地方分権の成果を阻害しない観点から更なる検討を頂きたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【千葉県】

都道府県手数料は、現在行っている旅券の発給業務に係る人件費や事務費等に充当しているものであり、今後新たに導入される電子申請に係る機器整備費などは含まれていないことから、権限移譲した市町村で必要とする電子申請に係る機器についても国負担としていただきたい。

【大阪府】

外務省の前段の回答では、「地方独自のサービスについては、可能な限り維持されるよう努めていく方針で制度の検討をしている」とされており、未だ具体的な制度が確定していないため、都道府県や市町村では、今夏に必要な経費を予算要求することができず、2022年度から電子申請等を導入することができなくなるため、早急に制度を確定し、お示しいただきたい。また、都道府県や市町村の進捗状況を勘案していただき、導入時期の再検討をお願いしたい。

また、総務省では、住民に対する行政サービスの向上や行政の効率化を図ることを目的に地方分権改革を推進している。都道府県でも同様に地方分権を進める観点から、全都道府県の7割以上が旅券の事務移譲を行っている。

都道府県では、旅券法第20条第2項により政令で定める額を標準として手数料を徴収しているところであるが、デジタル化の推進は新たな国策であることから、電子申請等の導入に伴い、新たに発生する必要機材費用等については、都道府県が市町村に事務を再委託(移譲)しているかの有無にかかわらず、現在の手数料の範囲で賄うのではなく、国が全額負担すべきであると考えます。

後段の回答では、「都道府県が市町村に再委託しているか否かで国の負担を変えるようなことはしていない」とされていることから、予算の目途が立たないことを理由に、地方分権改革を進めている都道府県に不利となるような対応は改めるべきであり、適切な措置を求めます。

権限移譲が進む旅券事務において市町村での電子申請等の導入が限定的になれば、国が推進する行政のデジタル化が停滞しかねない状況になるため、電子申請等の導入が確実なものとなるよう制度設計されたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めます。

各府省からの第2次回答

外務省は旅券課長が出席し、本年1月以降、ほぼ毎月、47都道府県と電子申請に関する意見交換会(注)を実施し、業務フロー、必要な機器の規格や価格、法改正やキャッシュレス化の検討等につき、毎回、資料配付の上、丁寧に説明を行い、その都度、質疑応答を設けてきた。その際にはアンケート実施等も活用し各都道府県の実情把握にも努めてきている。

(注)更に、以下のあらゆる機会に電子申請について意見交換を実施

外務省旅券課長と各都道府県旅券事務所長(又は相当職)との意見交換(昨年10月～昨年12月に1回ずつ計47回以上)

旅券電子申請パイロット実証プロジェクト準備のための打合せ(一部都道府県及び市町村を対象とし毎月1回)

各地域のブロック会議(6地域と年1回ずつ)

47 都道府県との旅券事務主管課長会議(年2回)

14 の幹事都道府県との上記課長会議幹事会(年1回)

こうした意見交換では、窓口自由選択等の地方独自のサービスについても御要望を頂いており、できる限り現行の窓口選択のあり方を踏襲できるよう、マイナポータル上での申請サイトの仕様に関しデジタル庁と協議を行っており、仕様が固まり次第、47 都道府県に情報提供したい旨回答した。

また、市町村窓口で電子申請を導入する場合の必要機器の費用を国が負担するよう御要望も頂いており、第一次回答にある点(旅券業務は都道府県知事への法定受託事務であり、都道府県事務所の必要機器は国が負担してきたことや、市町村窓口で導入する場合の必要機器に関する予算確保を予め約束することは困難であること)に加え、外務省側からは、国の旅券手数料は一般会計であるのでこれにあてることはできないことや、地方交付税交付金を担う総務省に御要望はお伝えしている旨なども併せて回答した。

更に、各都道府県毎に固有の事情もあることから、従来からの紙申請を維持するとの選択肢を維持したり、電子申請導入時期を各都道府県の判断に委ねるなど、柔軟な制度設計とすることや、必要機器に要する費用が極小化されるように既存の LG-WAN ネットワークに接続した汎用端末のウェブブラウザから旅券業務が実施できるようにするシステム設計であることなどを説明した。

引き続き、都道府県の意見を丁寧に伺いながら、かつ適時に情報提供しながら、費用対効果にも十分配慮し、これまでの住民サービスができる限り維持されるような柔軟な制度設計となるよう努めて参りたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定) 記載内容

5【デジタル庁】

(3)旅券法(昭26法267)

一般旅券の発給の申請及び紛失又は焼失の届出に係る事務(3条1項及び17条1項)については、令和4年度からオンラインによる申請等を可能とするに当たり、可能な限り都道府県や事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)に基づき委託を受けた市区町村の事務の執行に支障を来さないよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、オンライン申請等に係るシステムの構築に努める。

(関係府省:外務省)